

第49表 出身地域別、在留資格別及び職種別・ブロック別外国人労働者数（直接雇用）

		計		北海道		東北		北関東・甲信		南関東		北陸		東海		近畿		中国		四国		九州	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
出身地域別	合 計	196,380	100.0	2,398	[1.2]	6,389	[3.2]	18,322	[9.2]	62,423	[31.5]	7,388	[3.7]	52,766	[26.6]	22,047	[11.1]	11,030	[5.6]	5,919	[3.0]	9,708	[4.9]
	男	107,796	54.3	957	40.1	1,580	24.7	10,368	56.6	35,331	56.6	3,513	47.6	32,063	60.8	12,270	55.7	5,001	45.3	2,306	39.0	4,407	45.4
	女	90,584	45.7	1,431	59.9	4,809	75.3	7,954	43.4	27,092	43.4	3,875	52.4	20,703	39.2	9,777	44.3	6,029	54.7	3,613	61.0	5,301	54.6
	a 東アジア	85,616	43.2	1,694	70.9	4,858	76.2	4,541	24.8	32,066	51.4	4,093	55.4	9,594	18.8	10,797	49.0	6,570	59.6	4,458	75.3	6,635	68.3
	b 東南アジア	27,856	14.0	240	10.1	911	14.3	2,823	15.4	9,533	15.3	1,026	13.9	6,800	12.9	2,637	12.0	1,628	14.8	738	12.5	1,520	15.7
	c その他アジア・中近東	4,922	2.5	57	2.4	136	2.1	387	2.1	2,334	4.1	93	1.3	681	1.3	402	1.8	276	2.5	74	1.3	282	2.9
	d 北米	9,224	4.6	167	7.0	154	2.4	218	1.2	4,833	7.4	116	1.6	993	1.9	1,906	8.6	308	2.8	191	3.2	538	5.6
	e 中南米	80,354	30.4	48	2.0	124	1.9	10,091	55.1	8,087	13.0	1,934	26.2	33,555	63.6	4,166	18.9	1,932	17.5	228	3.9	189	1.9
	f その他	54,049	<89.6>	25	<52.1>	81	<65.3>	8,895	<88.1>	6,548	<81.0>	1,786	<92.3>	30,991	<92.4>	3,779	<90.7>	1,703	<88.1>	180	<78.9>	61	<32.3>
	g その他	3,391	1.7	64	2.7	57	0.9	67	0.4	1,453	2.3	34	0.5	381	0.7	882	4.0	97	0.9	142	2.4	214	2.2
在留資格別	a 専門的・技術的分野の在留資格（「専・技特」又は「人文知識・国際業務」）	37,477	18.9	486	20.4	674	10.5	1,672	9.1	19,851	31.8	638	8.6	4,254	8.1	6,335	28.7	1,238	11.2	731	12.4	1,598	16.5
	b 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者	95,637	48.2	333	13.9	1,708	26.7	13,522	73.8	24,144	38.7	2,731	37.0	39,257	74.4	7,908	35.9	3,528	32.0	731	12.4	1,775	18.3
	c 留学・就学（「留・就学」）	30,260	15.3	487	20.4	624	9.8	897	4.9	14,925	23.9	533	7.2	2,755	5.2	4,420	20.0	2,018	18.3	386	6.5	3,215	33.1
	d 特定活動（技能実習生）	32,742	16.5	1,044	43.7	3,327	52.1	2,087	11.4	2,333	3.7	3,454	46.8	6,275	11.9	3,146	14.3	4,143	37.6	4,035	68.2	2,898	29.9
	e 特定活動（ワーキング・ホリデー）	501	0.3	15	0.6	7	0.1	5	0.0	183	0.3	2	0.0	123	0.2	116	0.5	9	0.1	13	0.2	28	0.3
	f その他	1,783	0.9	23	1.0	49	0.8	139	0.8	987	1.6	30	0.4	102	0.2	122	0.6	94	0.9	23	0.4	194	2.0
職 別	a 専門・技術・管理職	39,916	19.6	746	31.2	916	14.3	1,823	9.9	16,705	20.0	792	10.7	4,428	8.4	7,032	31.9	1,504	13.6	839	14.2	2,131	22.0
	b 営業・事務職	9,645	4.9	49	2.1	131	2.1	318	1.7	5,419	8.7	168	2.3	1,644	3.1	1,254	5.7	202	1.8	79	1.3	381	3.9
	c 販売・調理・給仕・接客員	26,809	13.6	285	11.9	463	7.2	625	3.4	16,630	26.6	330	4.5	1,899	3.6	2,904	13.2	1,104	10.0	255	4.3	2,314	23.8
	d 生産工程作業員	110,932	55.9	1,149	48.1	4,464	69.9	14,922	81.4	16,464	26.4	5,639	76.3	43,314	82.1	9,327	42.3	7,691	69.7	4,188	70.8	3,774	38.9
	e 施設土木作業員	1,497	0.8	18	0.8	50	0.8	123	0.7	389	0.6	197	2.7	289	0.5	99	0.4	66	0.6	146	2.5	120	1.2
	f 運搬労働作業員	2,552	1.3	12	0.5	67	1.0	189	1.0	1,097	1.8	70	0.9	382	0.7	410	1.9	138	1.3	66	1.1	121	1.2
	g その他	8,029	4.0	129	5.4	208	4.7	322	1.8	3,719	6.0	192	2.6	810	1.5	1,021	4.6	225	2.0	246	5.8	867	8.9

(注1) [] 内は、雇用される外国人労働者のブロック別の構成比である。
 (注2) < > 内は、出身地域「中南米」に占める「日系人」の割合、在留資格「専門的・技術的分野の在留資格」に占める「技術」又は「人文知識・国際業務」の割合である。

第 50 表 産業別、事業所規模別・今後 6 カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる
 予定のある事業所の状況（直接雇用・間接雇用合計）

単位：所、％

		事業所数	今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定のある事業所数	今後6カ月以内に新たに外国人労働者を雇い入れる予定のある事業所数の割合
合 計		28,017	4,593	16.4
産業別	A 農業	224	71	31.7
	B 林業	5	-	-
	C 漁業	115	36	31.3
	D 鉱業	16	2	12.5
	E 建設業	742	96	12.9
	F 製造業	15,040	2,815	18.7
	G 電気・ガス・熱供給・水道業	40	6	15.0
	H 情報通信業	1,176	149	12.7
	I 運輸業	931	89	9.6
	J 卸売・小売業	2,874	299	10.4
	K 金融・保険業	200	41	20.5
	L 不動産業	93	16	17.2
	M 飲食店、宿泊業	1,174	214	18.2
	N 医療、福祉	771	28	3.6
	O 教育、学習支援業	1,320	179	13.6
	P 複合サービス事業	85	12	14.1
	Q サービス業 （他に分類されないもの）	3,062	481	15.7
	R その他	149	59	39.6
事業所規模別	0～4人	364	95	26.1
	5～29人	3,850	1,101	28.6
	30～49人	3,792	564	14.9
	50～99人	7,028	930	13.2
	100～299人	8,100	1,110	13.7
	300～499人	1,983	287	14.5
	500～999人	1,569	241	15.4
	1,000人以上	1,331	265	19.9

第 51 表 都道府県別・今後 6 カ月以内に新たに外国人を雇い入れる予定のある事業所の状況（直接雇用・間接雇用合計）

単位: 所、%

	全事業所数	雇用予定 事業所数	全国 における 構成比	各都道府県 における 構成比
01 北海道	472	53	1.2	11.2
02 青森	156	34	0.7	21.8
03 岩手	185	41	0.9	22.2
04 宮城	337	68	1.5	20.2
05 秋田	190	46	1.0	24.2
06 山形	247	39	0.8	15.8
07 福島	259	44	1.0	17.0
08 茨城	505	83	1.8	16.4
09 栃木	386	47	1.0	12.2
10 群馬	540	63	1.4	11.7
11 埼玉	973	108	2.4	11.1
12 千葉	802	188	4.1	23.4
13 東京	5,351	688	15.0	12.9
14 神奈川	1,701	201	4.4	11.8
15 新潟	430	73	1.6	17.0
16 富山	407	78	1.7	19.2
17 石川	245	58	1.3	23.7
18 福井	403	128	2.8	31.8
19 山梨	236	42	0.9	17.8
20 長野	797	88	1.9	11.0
21 岐阜	757	112	2.4	14.8
22 静岡	1,611	241	5.2	15.0
23 愛知	2,251	332	7.2	14.7
24 三重	538	102	2.2	19.0
25 滋賀	474	67	1.5	14.1
26 京都	427	60	1.3	14.1
27 大阪	1,542	178	3.9	11.5
28 兵庫	765	89	1.9	11.6
29 奈良	155	24	0.5	15.5
30 和歌山	105	20	0.4	19.0
31 鳥取	158	66	1.4	41.8
32 島根	189	74	1.6	39.2
33 岡山	536	156	3.4	29.1
34 広島	654	110	2.4	16.8
35 山口	192	24	0.5	12.5
36 徳島	307	100	2.2	32.6
37 香川	296	85	1.9	28.7
38 愛媛	414	151	3.3	36.5
39 高知	208	49	1.1	23.6
40 福岡	645	93	2.0	14.4
41 佐賀	166	36	0.8	21.7
42 長崎	195	57	1.2	29.2
43 熊本	224	49	1.1	21.9
44 大分	106	23	0.5	21.7
45 宮崎	152	49	1.1	32.2
46 鹿児島	226	65	1.4	28.8
47 沖縄	102	11	0.2	10.8
合計	28,017	4,593	100.0	16.4

第52表 外国人雇用事業所及び外国人労働者数の推移（直接雇用、間接雇用）

単位：所、人、%

		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
直接雇用	事業所	14,053	15,702	16,948	17,367	17,571	18,484	19,197	20,642	22,127	25,106
	外国人労働者	103,044	113,961	114,753	115,038	120,484	130,440	141,285	157,247	179,966	198,380
間接雇用	事業所	2,918	3,529	3,729	3,677	3,854	3,935	3,972	4,655	5,135	5,889
	外国人労働者	51,739	71,253	75,061	76,434	86,609	91,367	86,699	116,898	132,436	144,891

（注）間接雇用については、直接雇用と間接雇用の双方の形態を有する事業所と間接雇用のみの事業所が含まれるため、直接雇用事業所数と間接雇用事業所数の合計と報告事業所数とは一致しない。

第53表 産業別、事業所規模別・外国人労働者数の推移（直接雇用）

単位：人、%

		平成8年		平成9年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
合 計		103,044	100.0	113,961	100.0	114,753	100.0	115,038	100.0	120,484	100.0	130,440	100.0	141,285	100.0	157,247	100.0	179,966	100.0	198,380	100.0
産 業 別	A 農業	178	0.2	217	0.2	224	0.2	228	0.2	322	0.3	370	0.3	402	0.3	412	0.3	468	0.3	729	0.4
	B 林業	20	0.0	26	0.0	21	0.0	2	0.0	3	0.0	3	0.0	1	0.0	-	0.0	2	0.0	14	0.0
	C 漁業	45	0.0	8	0.0	93	0.1	169	0.1	180	0.1	228	0.2	260	0.2	314	0.2	335	0.2	370	0.2
	D 鉱業	49	0.0	65	0.1	42	0.0	56	0.0	33	0.0	39	0.0	39	0.0	20	0.0	73	0.0	65	0.0
	E 建設業	2,448	2.4	2,521	2.2	2,291	2.0	2,542	2.2	2,646	2.2	2,653	2.0	2,533	1.8	2,181	1.4	2,054	1.1	2,159	1.1
	F 製造業	64,705	62.8	70,956	62.3	71,008	61.9	68,709	59.7	72,093	59.8	80,115	61.4	82,736	58.6	94,741	60.2	103,234	57.4	108,008	54.4
	G 電気・ガス・熱供給・水道業	46	0.0	150	0.1	107	0.1	64	0.1	39	0.0	34	0.0	45	0.0	25	0.0	60	0.0	120	0.1
	H 情報通信業	1,159	1.1	1,667	1.5	2,012	1.8	2,242	1.9	2,250	1.9	2,564	2.0	3,031	2.1	3,918	2.5	3,569	2.0	4,249	2.1
	I 運輸業	4,154	4.0	4,844	4.1	4,409	3.8	4,245	3.7	4,624	3.8	4,883	3.7	4,538	3.2	8,039	5.1	4,722	2.6	4,805	2.4
	J 卸売・小売業	4,868	4.7	5,244	4.6	6,043	5.3	6,089	5.3	5,844	4.9	6,602	5.1	9,072	6.4	10,190	6.5	12,592	7.0	16,101	8.1
	K 金融・保険業	1,256	1.2	1,545	1.4	1,568	1.4	1,794	1.6	1,479	1.2	1,818	1.4	2,242	1.6	1,961	1.2	2,051	1.1	2,450	1.2
	L 不動産業	181	0.2	258	0.2	190	0.2	161	0.1	108	0.1	187	0.1	234	0.2	211	0.1	434	0.2	597	0.3
	M 飲食店・宿泊業	4,046	3.9	4,654	4.1	4,744	4.1	4,423	3.8	5,392	4.5	7,083	5.4	11,141	7.9	11,594	7.4	12,723	7.1	15,942	8.0
	N 医療・福祉	840	0.8	815	0.7	892	0.8	938	0.8	915	0.8	966	0.7	1,068	0.8	994	0.6	1,133	0.6	1,342	0.7
	O 教育・学習支援業	8,377	8.0	8,725	7.7	9,057	7.9	9,027	7.8	10,115	8.4	9,926	7.6	11,278	8.0	8,165	5.2	16,794	9.3	16,631	8.4
	P 複合サービス事業	307	0.3	2,099	1.8	602	0.5	494	0.4	187	0.2	162	0.1	120	0.1	199	0.1	228	0.1	348	0.2
	Q サービス業（他に分類されないもの）	10,465	10.2	10,268	9.0	11,231	9.8	13,851	12.0	14,254	11.8	12,802	9.8	12,545	8.9	14,095	9.0	18,567	10.3	23,910	12.1
	R その他	-	-	99	0.1	219	0.2	2	0.0	-	-	-	-	-	-	188	0.1	927	0.5	540	0.3
事 業 所 規 模 別	0～4人	252	0.2	199	0.2	395	0.3	628	0.5	365	0.3	437	0.3	317	0.2	447	0.3	428	0.2	638	0.3
	5～29人	5,046	4.9	5,670	5.0	6,549	5.7	7,485	6.5	7,653	6.4	8,782	6.7	9,018	6.4	10,499	6.7	10,681	5.9	14,030	7.1
	30～49人	7,084	6.9	7,201	6.3	8,466	7.4	8,824	7.7	9,122	7.6	10,050	7.7	11,095	7.9	11,518	7.3	12,308	6.8	13,533	6.8
	50～99人	19,118	18.6	20,209	17.7	20,868	18.2	20,895	18.2	22,372	18.6	23,691	18.2	25,202	17.8	26,360	16.8	26,638	14.8	30,201	15.2
	100～299人	37,364	36.3	39,190	34.4	41,193	35.9	38,529	33.5	37,561	31.2	42,205	33.1	43,182	30.6	49,276	31.3	54,416	30.2	60,163	30.3
	300～499人	11,711	11.4	16,821	14.6	13,388	11.6	14,956	13.0	15,988	13.3	17,780	13.6	18,913	13.4	21,679	13.8	23,130	12.9	22,576	11.4
	500～999人	10,480	10.2	13,414	11.8	14,177	12.4	11,894	10.3	14,720	12.2	13,146	10.1	15,313	10.8	19,843	12.6	24,520	13.6	24,558	12.4
	1,000人以上	11,989	11.6	11,457	10.1	9,737	8.5	11,837	10.3	12,703	10.5	13,349	10.2	18,245	12.9	17,625	11.2	27,845	15.5	32,681	16.5
50人以上規模計		90,662	88.0	100,891	88.5	99,343	86.6	98,101	85.3	103,344	85.9	111,171	85.2	120,855	85.5	134,783	85.7	156,549	87.0	170,179	85.8

第54表 出身地域別、在留資格別及び職種別・外国人労働者数の推移（直接雇用）

単位：人、％

	平成8年		平成9年		平成10年		平成11年		平成12年		平成13年		平成14年		平成15年		平成16年		平成17年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
合 計	103,044	100.0	113,961	100.0	114,753	100.0	115,039	100.0	120,484	100.0	130,440	100.0	141,285	100.0	157,247	100.0	179,966	100.0	198,380	100.0
男	67,114	65.1	73,586	64.6	73,016	63.6	72,351	62.9	74,925	62.2	78,451	60.1	82,713	58.5	90,204	57.4	99,946	55.5	107,796	54.3
女	35,930	34.9	40,375	35.4	41,737	36.4	42,687	37.1	45,559	37.8	51,989	39.9	58,572	41.5	67,043	42.6	80,020	44.5	90,584	45.7
出身地域別																				
a 東アジア	19,238	18.7	23,824	20.9	27,058	23.6	29,520	25.7	33,003	27.4	39,756	30.5	48,838	34.6	56,553	36.0	69,078	38.4	85,616	43.2
b 東南アジア	6,728	6.5	8,934	7.8	10,453	9.1	11,636	10.1	13,128	10.9	15,416	11.8	17,772	12.6	20,732	13.2	23,770	13.2	27,856	14.0
c その他アジア・中近東	1,730	1.7	2,059	1.8	2,281	2.0	2,136	1.9	2,127	1.8	2,464	1.9	2,702	1.9	3,197	2.0	4,023	2.2	4,922	2.5
d 北米	7,833	7.6	8,140	7.1	7,639	6.7	7,103	6.2	7,101	5.9	6,859	5.3	7,752	5.5	7,375	4.7	8,588	4.8	9,224	4.6
e 中南米	61,658	59.8	65,264	57.3	60,774	53.0	58,135	50.5	57,907	48.1	58,624	44.9	55,712	39.4	61,172	38.9	64,406	35.8	60,354	30.4
うち日系人	60,163	<97.6>	62,824	<96.0>	54,137	<89.1>	52,393	<90.1>	51,380	<88.7>	51,300	<87.5>	50,428	<90.5>	55,193	<90.2>	57,301	<89.0>	54,049	<89.6>
f ヨーロッパ	3,958	3.8	4,069	3.6	4,440	3.9	4,419	3.8	4,850	4.0	4,841	3.7	5,662	4.0	5,314	3.4	6,785	3.8	7,017	3.5
g その他	1,899	1.8	1,671	1.5	2,108	1.8	2,089	1.8	2,368	2.0	2,477	1.9	2,947	2.0	2,904	1.8	3,317	1.8	3,391	1.7
在留資格別																				
a 専門的・技術的分野の在留資格 うち「技術」又は「人文知識・国際業務」	94,377	91.6	103,414	90.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20,432	<59.8>	23,019	<61.4>
b 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者	-	-	-	-	70,453	61.4	68,951	59.9	71,464	59.2	75,394	57.8	74,674	52.9	87,214	55.5	94,860	52.7	95,637	48.2
c 留学・就学(アルバイト)	6,022	5.8	6,962	6.1	7,402	6.5	6,780	5.9	7,923	6.6	10,698	8.2	15,232	10.8	18,960	12.0	25,330	14.1	30,260	15.3
d その他	2,645	2.6	3,585	3.1	7,724	6.7	9,957	8.7	12,070	10.0	15,094	11.6	18,846	13.3	22,324	14.2	25,633	14.2	35,006	17.6
職種別																				
a 専門・技術・管理職	19,427	18.9	20,684	18.2	21,983	19.2	22,171	19.3	22,368	18.6	24,044	18.4	27,622	19.6	28,014	17.8	34,292	19.1	35,916	19.6
b 営業・事務職	4,049	3.9	5,022	4.4	5,322	4.6	5,086	4.4	5,001	4.2	5,629	4.3	6,057	4.3	6,577	4.2	7,413	4.1	9,645	4.9
c 販売・調理・給仕・接客員	6,008	5.8	6,421	5.6	6,567	5.7	6,795	5.9	7,955	6.6	10,060	7.7	15,897	11.3	17,854	11.4	21,694	12.1	26,809	13.5
d 生産工程作業員	63,715	61.8	71,747	63.0	70,173	61.2	70,279	61.1	74,239	61.6	80,166	61.5	81,826	57.9	94,464	60.1	104,235	57.9	110,932	55.9
e 建設土木作業員	1,359	1.3	1,231	1.1	1,430	1.2	1,705	1.5	1,697	1.4	2,010	1.5	1,543	1.1	1,447	0.9	1,687	0.9	1,497	0.8
f 運搬労働作業員	1,758	1.7	1,484	1.3	1,660	1.4	1,380	1.2	1,615	1.3	1,988	1.5	2,336	1.7	2,366	1.5	2,469	1.4	2,552	1.3
g その他	6,728	6.5	7,372	6.5	7,618	6.6	7,622	6.6	7,609	6.3	6,543	5.0	6,004	4.2	6,525	4.1	8,176	4.5	8,029	4.0

(注1) 平成10～最新年の在留資格別の「専門的・技術的分野の在留資格」及び「日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者」欄を合わせたものが、平成9年までの活動別の「一般労働者」にほぼ該当する。

(注2) 日系人については、平成9年までは在留資格別「一般労働者」のうち数、平成10～最新年(出身地域別「中南米」出身者)のうち数である。

(注3) <>内は、出身地域「中南米」に占める「日系人」の割合、在留資格「専門的・技術的分野の在留資格」に占める「技術」又は「人文知識・国際業務」の割合である。

第7 ストレスの原因は健康状態

1 ストレスの原因は健康状態

国民の健康状態について、厚生労働省の「平成16年国民生活基礎調査」結果からみると、悩みやストレスの原因は、自分の健康・病気に関係していることが分かる。

(1) 同調査によれば、日常生活での悩みやストレスが「ある」とする者は49.1%と、「ない」とする者の45.0%を上回っている。

性別にみると、悩みやストレスが「ある」とする者は、男性が44.6%、女性が53.3%となっている。

年齢階級別には、男性は「45～54歳」、女性は「35～44歳」が最も多い。

第55表 性・年齢階級別にみた悩みやストレスがある者の割合

(単位：%)

(平成16年)

性	総数	12～14歳	15～24	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～84	85歳以上
総数	49.1	35.2	44.1	50.7	54.8	54.3	49.6	45.1	45.6	45.0
男	44.6	31.3	39.4	44.6	48.4	49.5	46.0	41.9	42.6	45.2
女	53.3	39.2	48.7	56.5	60.9	59.1	53.0	48.0	47.7	45.0

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

注：1) 入院者は含まない。

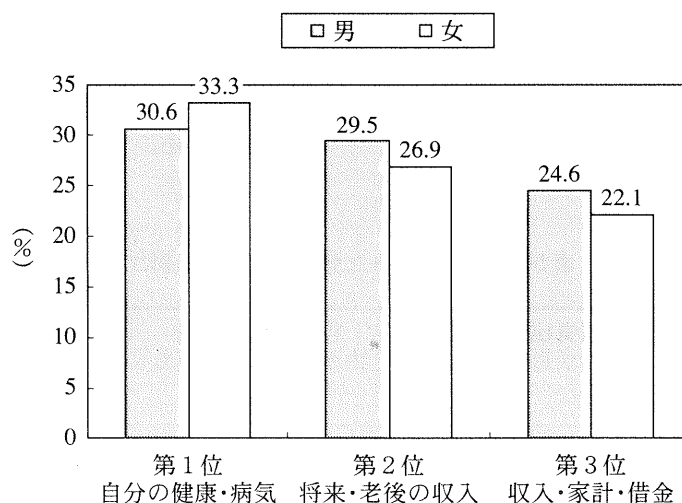
2) 12歳以上の者についての調査である。

(2) 悩みやストレスの原因は、男女ともに「自分の健康・病気」が最も多く、次いで「将来・老後の収入」、「収入・家計・借金」の順となっている。

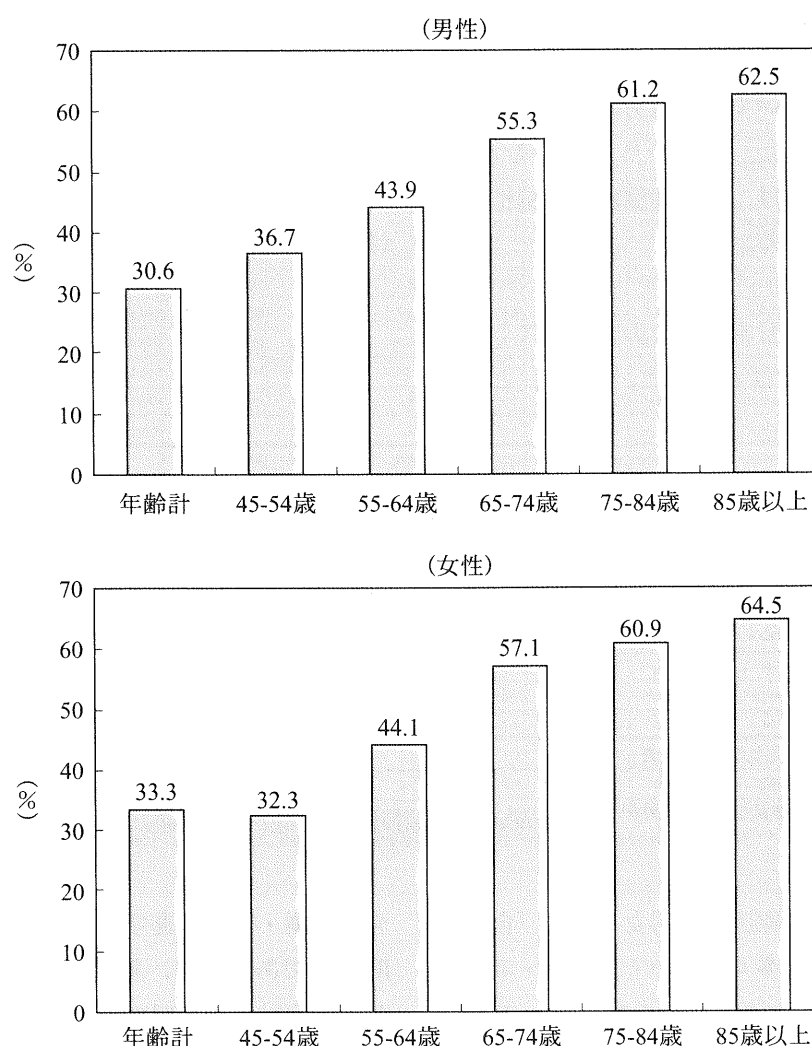
年齢別には、若いうちの悩みやストレスの原因となるものは、自分の健康・病気ではなくて、自

分の学業・受験・進学や、家族や家族以外との人間関係であったり、結婚や子育ての頃になると、収入・家計・借金であったり、将来・老後の収入であったり、子どもの教育であったりする。

40代後半からは、とくに自分の健康・病気が、悩みやストレスの原因になっている。



第36図 悩みやストレスの原因



第 37 図 自分の健康・病気が原因とする割合

(3) 自覚症状の有無、通院の有無、日常生活影響の有無により健康状態をみると、「自覚症状・通院・生活影響ともあり」の者は男性が 6.7%、女性が 8.7%、「自覚症状・通院・生活影響のいずれかあり」は男性が 33.4%、女性が 37.8%となつて

おり、「自覚症状・通院・生活影響ともなし」の者は男性が 51.4%、女性が 43.9%となっている。

年齢別にみると、年齢が高くなるにつれて、影響なしが減少し健康状態に不安を感じている者が増加している。

第 56 表 性別にみた健康状態の構成割合

(単位：%)

(平成 16 年)

性	総数	自覚症状・通院・生活影響ともあり	自覚症状・通院・生活影響いずれかあり	自覚症状・通院・生活影響ともなし
総数	100.0	7.7	35.7	47.5
男	100.0	6.7	33.4	51.4
女	100.0	8.7	37.8	43.9

注：1) 入院者は含まない。

2) 「総数」には、健康状態不詳を含む。

3) 6 歳以上の者の調査

第 57 表 普段の仕事での身体の疲れの程度別労働者の割合

(単位 %))

性、年齢階級		労働者計	疲れる	とても 疲れる	やや疲れる	疲れない	あまり 疲れない	まったく 疲れない	どちらとも いえない
平成14年		100.0	72.2	14.1	58.2	23.9	22.6	1.3	3.9
男性	合計	100.0	70.1	13.6	56.5	26.0	24.8	1.2	3.9
	29歳以下	100.0	63.6	15.2	48.4	27.9	27.0	0.8	8.6
	30～39歳	100.0	71.7	16.7	55.0	24.3	23.5	0.9	3.9
	40～49歳	100.0	77.1	15.0	62.1	20.9	20.4	0.5	2.0
	50～59歳	100.0	68.7	8.3	60.5	29.2	27.1	2.0	2.1
	60歳以上	100.0	50.4	6.5	43.9	44.8	39.1	5.7	4.9
女性	合計	100.0	75.7	14.8	60.9	20.4	19.1	1.3	3.9
	29歳以下	100.0	76.9	17.1	59.8	18.7	16.8	1.9	4.4
	30～39歳	100.0	78.0	15.1	62.9	17.5	16.4	1.1	4.5
	40～49歳	100.0	72.0	15.3	56.7	24.3	23.1	1.2	3.7
	50～59歳	100.0	76.5	13.2	63.3	20.4	19.9	0.5	3.1
	60歳以上	100.0	70.6	2.5	68.1	27.8	25.0	2.8	1.6
平成4年		100.0	64.6	9.5	55.2	30.1	28.1	2.0	5.2
男性	合計	100.0	63.6	8.9	54.8	32.0	29.6	2.4	4.4
	29歳以下	100.0	66.1	10.7	55.4	30.1	26.3	3.7	3.9
	30～39歳	100.0	67.6	9.7	57.9	27.7	25.2	2.5	4.7
	40～49歳	100.0	63.2	8.6	54.6	32.5	31.2	1.3	4.2
	50～59歳	100.0	57.4	7.3	50.1	38.7	36.5	2.3	3.9
	60歳以上	100.0	57.5	2.9	54.7	33.9	32.0	1.9	8.5
女性	合計	100.0	66.7	10.8	55.9	26.4	25.2	1.2	6.9
	29歳以下	100.0	65.0	9.9	55.1	28.8	27.1	1.6	6.2
	30～39歳	100.0	68.9	10.9	58.0	23.9	23.2	0.7	7.2
	40～49歳	100.0	69.1	13.4	55.7	24.5	23.8	0.7	6.5
	50～59歳	100.0	67.8	9.9	57.8	25.4	24.1	1.3	6.8
	60歳以上	100.0	43.2	2.6	40.6	38.1	33.8	4.3	18.7

資料出所 厚生労働省「労働者健康状況調査」

2 脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況

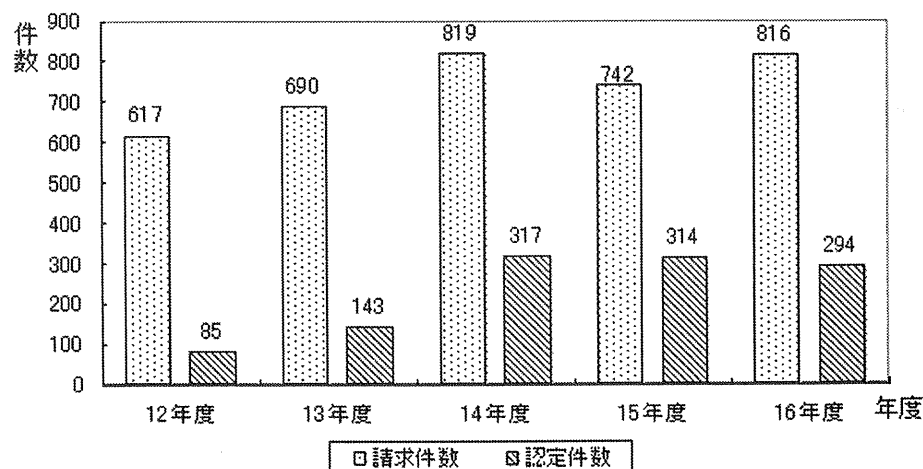
限定的なデータではあるが、脳・心臓疾患、及び精神障害に係る業務に起因する労災請求、事案数や労災の補償状況から、産業社会や企業社会における過重労働の実相についてみる。

(1) 脳・心臓疾患（「過労死」等事案）の労災補償状況

認定基準の改正などがあるため、単純には時系列比較はできないが、年間 800 件を超える請求

事案があり、300 件前後が労災認定されている。また、年齢別には中高年齢者に多く、職種も多様である。

- ① 年齢別では 40 ～ 49 歳、60 歳以上で請求件数が増加。
- ② 職種別では専門技術職の請求、認定件数が増加。
- ③ 業種別では製造業の請求、認定件数が増加。



- 注) 1. 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。
 2. 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3. 平成13年12月に脳・心臓疾患の認定基準が改正されている。
 4. 平成14年度以前の死亡に係る請求件数については把握していない。

第38図 脳・心臓疾患に係る労災請求・認定件数の推移

第58表 脳・心臓疾患の年齢別請求及び認定件数一覧

(件)

年齢 \ 年度	平成15年度		平成16年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
29歳以下	36	13	30	16
30～39歳	86	52	93	48
40～49歳	163	83	205	78
50～59歳	331	132	332	121
60歳以上	126	34	156	31
合 計	742	314	816	294

第59表 脳・心臓疾患の職種別請求及び認定件数一覧

(件)

職種 \ 年度	平成15年度		平成16年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
専門技術職	99	40	123	53
管理職	111	63	128	53
事務職	75	32	47	20
販売職	86	29	100	26
サービス	66	29	71	17
運輸・通信従事	146	80	153	74
技能職	124	34	152	42
その他	35	7	42	9
合 計	742	314	816	294

- 注) 1. 職種については、おおむね「日本標準職業分類」により分類している。
 2. 専門技術職に分類されているのは、システムエンジニア、専門技術者などであり、技能職に分類されているのは、製造工、専門工事職などである。

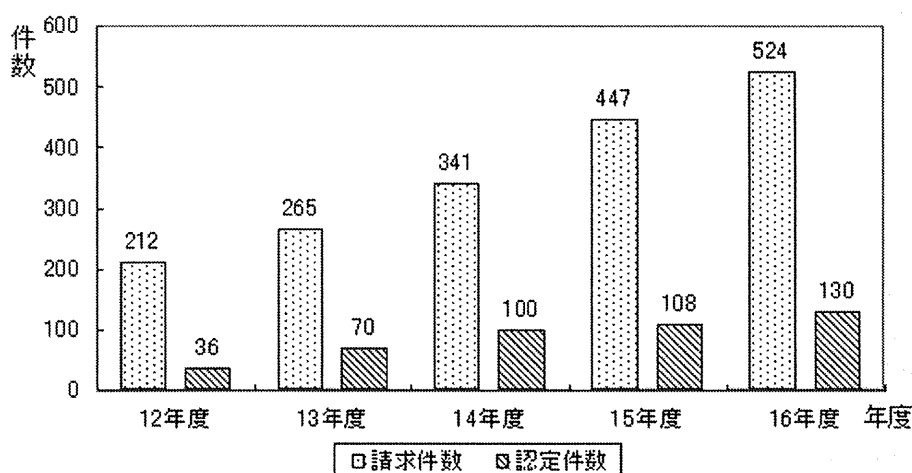
(2) 精神障害等の労災補償状況

精神障害等に係る請求件数や労災認定件数は増加傾向にある。平成16年の請求件数は524件であり、前年度に比べ77件の増加（17.2％増）となっている。

また、認定件数は130件であり、前年度に比べ22件の増加（20.4％増）となっている。また、請求件数でみると、どの年齢層でも件数の増加が

みられるし、多様な職種から請求がでている。

- ① 年齢別では30～49歳の請求、認定件数が増加。
- ② 職種別では専門技術職の認定件数が増加。
- ③ 業種別では建設業、卸売・小売業、医療福祉業の認定件数が増加。



注) 1. 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。
2. 平成11年9月に精神障害等の判断指針が策定されている。

第39図 精神障害等に係る労災請求・認定件数の推移

第60表 精神障害等の年齢別請求及び認定件数一覧

(件)

年齢 \ 年度	平成15年度		平成16年度	
	請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
29歳以下	123	25	119	26
30～39歳	158	40	189	53
40～49歳	86	21	107	31
50～59歳	70	19	86	16
60歳以上	10	3	23	4
合 計	447	108	524	130

第 61 表 精神障害等の職種別請求及び認定件数一覧

(件)

職種	年度	平成 15 年度		平成 16 年度	
		請求件数	認定件数	請求件数	認定件数
専 門 技 術 職		118	29	117	43
管 理 職		39	14	45	9
事 務 職		101	9	89	14
販 売 職		43	10	77	16
サ ー ビ ス		31	12	55	11
運輸・通信従事		29	8	40	12
技 能 職		77	24	89	24
そ の 他		9	2	12	1
合 計		447	108	524	130

- 注) 1. 職種については、おおむね「日本標準職業分類」により分類している。
 2. 専門技術職に分類されているのは、システムエンジニア、専門技術者などであり、技能職に分類されているのは、製造工、専門工事職などである。

第 8 おわりに

1 雇用の創出と労働条件

(1) 労働政策の目的は、雇用対策法で云われるまでもなく、国民経済の均衡ある発展と完全雇用を達成することである。そのためには、300 万人の失業者の吸収、ニートやフリーターの自立支援、女性労働者や高齢労働者の活用、そして雇用の場の確保を図ることで労働者の職業の安定と経済的・社会的地位の向上を図ることが欠かせないことである。

もとより、日本経済が創り出す総雇用需要量には限りがある。

労働力需給の均衡を図り、量的には完全雇用を目指し、質的にはより良い労働条件の雇用の場を創り出すのが、労働政策や経済政策の目標である。

(2) 日本経済に大きな影響を持ってきた金融保険業界を中心に、バブル経済崩壊に伴う不良債権の処理を進める中で、規制緩和など経済の国際化を進める中で、経済、社会環境が大きく変化している。

企業はその生き残りをかけ、「日本的雇用慣行」を崩して対応を始め、「非正規雇用」の採用を増やしているが、雇用の質が問題にされる。

(3) 企業の立場からは、「正規雇用」といわれている正社員グループのウェイトを下げ、総労務コストが相対的に安い、すなわち労働条件面で劣るパートタイマー、臨時社員、下請け社員、契約社員、派遣社員などの非正規雇用といわれている社員をどう組み合わせるか、ということになる。

非正規雇用の増加は、労働者全体の労働条件の低下を招く懸念がある。

少なくとも、労働条件の向上に足枷になる可能性がある。

(4) また、当然に生ずる正規雇用と非正規雇用の労働条件格差は、一層の労働の二重構造を生みだし、差別社会を創り出す危険を孕み、さらには非正規雇用者は残業時間削減と並んで不況時の雇用調整弁、すなわちショックアブソーバーとして使われることになり、不安定雇用が増加することになる。

(5) 労働者派遣業や請負業に雇用される労働者は、労働契約の一方の当事者たる事業主が指定する就業の場（多くの場合は他企業の施設内）で、業務に服するものであり、労務管理や健康管理のみならず、契約で定められた労働条件の確保が求められている。

2 労働時間管理と成果主義

(6) 労働時間管理や週40時間労働制の導入を促進するための方法として、変形労働時間制の導入やより一層弾力化された労働時間の配分を労働者の裁量に任せる裁量労働制が拡大され、週40時間労働制をほぼ達成された。

しかし、残業の実態は変わらず、加えて賃金不払い残業撲滅の行政指導が行われているなど厳しい状況がみられている。

裁量労働の拡大、変形労働時間制の弾力化は、自律的で創造的な働き方をもち、労働時間を短縮させ、残業時間を減らす効果を求めたものである。

(7) 効率的に無駄なく仕事が為されることになり、濃密な労働時間となるので、より一層の労務管理や健康管理が必要となっている。

(8) 加えて、賃金も、成果主義や業績評価との関係の中で決定される方向に変革が進んでいる。より良い成果を会社にもたらした者が多くの賃金を得る仕組みが導入されており、かつての年功序列型賃金の要素は次第に薄められつつある。

(9) こうした中で、派遣労働者、請負労働者、パート労働者、アルバイト、臨時・季節工、契約社員など、非正規労働者の増加は、法定の労働環境を守り、向上させる側面からは、様々な問題が内包されている。

3 過重労働と産業保健サービス

(10) 厳しい経済状況などを反映して賃金不払い

解雇などの申告・相談事案が多々発生している、と行政サイドでも指摘されている。

① 妊娠・出産等を理由とする解雇等差別的取扱い、セクシャルハラスメント、育児・介護休業の取得等に関する相談、労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争に関する相談等も増加傾向にある。解雇や労働条件の引下げに関するものが中心であり、いじめ・嫌がらせなどもあり、多様なものである。

② 労働災害や労災補償に関しては、労働災害による被災者数は長期的には減少傾向にあるが、今なお約1,600人が死亡している状況にあり、特に重大災害については多発し、製造業における重大災害件数は前年を上回わり、また、建設業における死亡者数も、墜落・転落が多発している。

③ 労働者の健康面についても、一般健康診断の結果、脳・心臓疾患につながる血中脂質、血圧等に係る有所見率が増加し、労働者健康状況調査によると職場生活等において強い不安、ストレスを感じる労働者の割合が6割にも達している。

労災補償については、新規受給者数は長期的には減少傾向にあるが、平成15年度においては依然として約59万人であり、また、脳・心臓疾患、精神障害等の労災請求・認定件数については、依然として高水準で推移している。

(11) 人件費コストや労務コストを削減し、生産性の向上を追い求める方法は、言い方を換えると、労働時間や勤務時間に余裕とか遊びが無くなり、職場において、労働者は目一杯濃密な労働と成果を求められることになる。

今、日本の産業社会は、そのような方向に向かって進んでいる。

過重労働の実態を把握し、産業保健サービスの適切な提供方法を検討することが必要である。

(12) 従来、大規模企業に働く労働者と中小規模

企業に働く労働者の間にあった労働環境面（労働条件、職場環境、産業保健サービスなど）における格差がより一層拡大することが懸念される。

社会保障の適用がなく、法定労働条件も未達成な環境下で働く、非正規雇用の増加も心配される。

(13) 労働環境や労働条件は、その雇用形態の違いとか属している企業の規模や産業によってではなく、労働者であれば、いかなる雇用形態であれ、小零細企業で働く労働者であれ、等しく法や制度の適用があるような仕組みが必要である。

(14) とくに今後、本格的な高齢化社会を迎える中で、仕事や職場生活に関する強い不安やストレスを感じる労働者が増加したり、健康診断の有所見率の一層の増加も予想されるなど、労働者に対する健康指導や健康相談などの産業保健活動の充実が極めて重要となる。

パート労働者や派遣労働者など非正規労働者の増加は、事業者のすべてが独自に医師を確保し、労働者に対する健康指導、健康相談等の産業保健サービスを提供することを一層困難な状況にする。

どのような産業で就労しようが、どのような事業規模の事業場で労働に従事しようが、どのような雇用形態であろうが、等しく産業保健サービスの提供を享受でき、法の下での平等が担保される仕組みの構築が強く求められている。

第 62 表 主な産業、雇用形態別雇用者数（役員を除く）

平成 16 年平均

			雇用者	役員を除く 雇用者	正規の 職員・ 従業員	非正規 の 職員・ 従業員	パート ・ アルバ イト	パート	アルバ イト	労働者 派遣事 業所の 派遣社 員	契 約 社員・ 嘱 託	その他
実 数 （ 万 人）	男	非農林業	5334	4940	3393	1547	1084	754	330	85	254	124
		建設業	489	400	336	63	31	15	17	—	14	18
		製造業	1070	1001	789	213	162	136	26	—	37	14
		運輸業	307	295	232	64	40	23	17	—	21	3
		卸売・小売業	979	877	497	381	338	232	106	—	33	10
		飲食店、宿泊業	259	243	86	158	146	81	65	—	8	4
		医療、福祉 サービス業	499	489	338	151	109	96	12	—	28	14
	女	非農林業	740	683	372	312	158	108	51	85	51	18
		建設業	3133	2834	2374	461	234	69	165	28	135	64
		製造業	412	342	294	47	20	5	15	—	12	15
		運輸業	733	679	618	62	30	16	14	—	25	7
		卸売・小売業	260	250	212	38	19	5	14	—	17	2
		飲食店、宿泊業	485	412	334	78	61	15	47	—	14	3
		医療、福祉 サービス業	101	91	55	37	31	4	27	—	5	1
	計	非農林業	101	95	79	17	7	5	2	—	6	4
		建設業	101	95	79	17	7	5	2	—	6	4
		製造業	408	363	257	107	42	13	28	28	29	8
		運輸業	2201	2105	1019	1086	850	685	165	57	119	60
		卸売・小売業	78	58	42	16	12	10	1	—	2	2
		飲食店、宿泊業	337	322	171	151	132	120	12	—	12	7
		医療、福祉 サービス業	48	45	20	26	21	17	3	—	4	1
割 合 （ ％）	男	非農林業	—	100	68.7	31.3	21.9	15.3	6.7	1.7	5.1	2.5
		建設業	—	100	84.2	15.8	7.8	3.8	4.3	—	3.5	4.5
		製造業	—	100	78.7	21.3	16.2	13.6	2.6	—	3.7	1.4
		運輸業	—	100	78.4	21.6	13.5	7.8	5.7	—	7.1	1.0
		卸売・小売業	—	100	56.6	43.4	38.5	26.4	12.1	—	3.8	1.1
		飲食店、宿泊業	—	100	35.2	64.8	59.8	33.2	26.6	—	3.3	1.6
		医療、福祉 サービス業	—	100	69.1	30.9	22.3	19.6	2.5	—	5.7	2.9
	女	非農林業	—	100	54.4	45.6	23.1	15.8	7.5	12.4	7.5	2.6
		建設業	—	100	83.7	16.3	8.3	2.4	5.8	1.0	4.8	2.3
		製造業	—	100	86.2	13.8	5.9	1.5	4.4	—	3.5	4.4
		運輸業	—	100	90.9	9.1	4.4	2.4	2.1	—	3.7	1.0
		卸売・小売業	—	100	84.8	15.2	7.6	2.0	5.6	—	6.8	0.8
		飲食店、宿泊業	—	100	81.1	18.9	14.8	3.6	11.4	—	3.4	0.7
		医療、福祉 サービス業	—	100	59.8	40.2	33.7	4.3	29.3	—	5.4	1.1
	計	非農林業	—	100	82.3	17.7	7.3	5.2	2.1	—	6.3	4.2
		建設業	—	100	70.6	29.4	11.5	3.6	7.7	7.7	8.0	2.2
		製造業	—	100	48.4	51.6	40.4	32.5	7.8	2.7	5.7	2.9
		運輸業	—	100	72.4	27.6	20.7	17.2	1.7	—	3.4	3.4
		卸売・小売業	—	100	53.1	46.9	41.0	37.3	3.7	—	3.7	2.2
		飲食店、宿泊業	—	100	43.5	56.5	45.7	37.0	6.5	—	8.7	2.2
		医療、福祉 サービス業	—	100	35.1	64.9	59.4	46.7	12.7	—	4.1	1.5
合 計 （ ％）	男	非農林業	—	100	20.3	79.7	75.8	51.0	24.8	—	2.0	2.0
		建設業	—	100	65.7	34.3	25.6	23.1	2.5	—	5.8	2.8
		製造業	—	100	35.9	64.1	36.6	29.4	7.2	17.8	6.9	2.8
		運輸業	—	100	72.4	27.6	20.7	17.2	1.7	—	3.4	3.4
		卸売・小売業	—	100	53.1	46.9	41.0	37.3	3.7	—	3.7	2.2
		飲食店、宿泊業	—	100	43.5	56.5	45.7	37.0	6.5	—	8.7	2.2
		医療、福祉 サービス業	—	100	35.1	64.9	59.4	46.7	12.7	—	4.1	1.5

資料：総務省「労働力調査」

中小企業における外国人労働者に対する 労働衛生管理の現状と課題

分担研究者 武 藤 孝 司（獨協医科大学）

研究協力者 武 藤 繁 貴（聖隷健康診断センター）

研究協力者 内 野 明日香（聖隷健康診断センター）

研究要旨

外国人労働者の健康を確保することは日本人と同様に企業の責任であるが、中小企業における外国人労働者に対する労働衛生管理について調査した報告はほとんどない。本研究は中小企業における外国人労働者に対する労働衛生管理の現状と課題を明らかにすることを目的とした。

本研究は、静岡県西部地区の中小企業 126 社を対象とした自記式質問紙による断面調査である。65 社から回答があり、回収率は 52.0%であった。事業所内訳は輸送機器関連が 6 割を占め、事業所規模では 100～499 人が最も多かった。外国人労働者の雇用形態では請負が多かった。外国人受け入れにあたって最も苦慮しているのは言語の問題であった。事業所の労働衛生管理では、安全衛生教育の実施や母国語の作業マニュアル作成、母国語の安全表示等の実施率が高く、それぞれ 63%、50%、41%であった。健康診断実施状況は、受診率 50%以上の事業所は一般健康診断で約 50%、特殊健康診断実施率で約 60%であり、いずれも雇用形態による大きな差は認められなかった。一方、事後措置実施率は事業所社員（74.2%）と比べ、派遣（50.0%）、請負（44.4%）で低かった。外国人労働者の健康確保のためには、健康診断や事後措置の実施の徹底が必要と考える事業所が多く、それぞれ約 6 割、約 4 割が必要と答えた。行政や企業外労働衛生機関に対しては、言語面への対応の要望が最も多く、約 9%の事業所が要望していた。

外国人労働者の健康確保のためには健康診断や事後措置の実施の徹底が必要であり、このためには企業のみならず企業外労働衛生機関や行政などの努力がさらに必要である。

A. はじめに

日本に在留している外国人の数は 2005 年末には約 201 万人で、外国人労働者数は 80 万人以上と推計されている。厚生労働省では、外国人労働者の雇用状況について事業所から年 1 回報告を求める「外国人雇用状況報告制度」を実施しているが、雇用形態では直接雇用と比べて、請負や派遣の間接雇用形態が増加してきている¹⁾。間接雇用労働者に対する労働衛生管理に関する報告では、定期健康診断実施率は 7 割程度、事後措置実施率はそのうちの 3 割程度であった²⁾。また、厚生労働省の調査では、外国人の雇用は事業所規

模別では中小企業での雇用が多い¹⁾。中小企業の労働衛生管理は大企業と比べて格差があると報告されている³⁻⁷⁾。さらに、在日外国人の健康管理の困難さはこれまでに指摘されている⁸⁻¹⁰⁾。以上より、中小企業の外国人労働者に対する労働衛生管理には、不備や困難さがあるのではないかと推測した。しかし、これまで事業所を対象に、外国人労働者の労働衛生管理について調査した報告はきわめて限定的である¹⁰⁾。

外国人労働者の健康を確保することは以下の点で重要な意義があると思われる。第一に、労働者の健康を確保することは事業所の責務であり、こ

れは外国人に対しても同様である。第二に、少子高齢化に伴う労働人口減少により、外国人労働者の需要が増すと予想されるが、労働力を確保するためにはその健康を確保することが重要である。外国人労働者に対する労働衛生管理の現状と課題を明らかにすることは、事業所が外国人労働者の健康を確保する上で必要な情報を提供すると思われる。

B. 研究目的

本研究では、中小企業における外国人労働者に対する労働衛生管理の実態と課題を明らかにすることを目的とした。

C. 研究方法

本研究は断面調査で、静岡県西部地区に所在する中小事業所 126 社を対象に質問紙によるアンケート調査を行った。対象事業所の選定は、静岡県浜松市の企業外労働衛生機関で健康診断を実施している事業所のうち、外国人労働者を多数雇用していると考えられる事業所を対象とした。本研究は、参加事業所の同意を得て行われた。

質問紙は平成 18 年 8 月 25 日に発送し、9 月末までに回答を回収した。質問内容は、雇用している外国人労働者数、雇用形態（事業所社員・請負・派遣）、労働衛生管理（労働衛生教育、外国語の作業マニュアルの作成、外国語の安全表示等）実施状況、健康診断（一般健康診断・特殊健康診断）および事後措置実施の有無、深夜業に従

事する外国人労働者の健康診断実施状況、外国人を受け入れるにあたり障害に感じる点や配慮している事、および外国人労働者の健康を確保する上で重要と思われることとした。

雇用形態別の健康診断の実施状況の差は χ^2 検定で解析した。統計解析は SPSS ver 12.0 を用いた。

D. 研究結果

126 社中 65 社から回答があり、回収率は 52.0%であった。

対象事業所の属性・特性業種は輸送機器関連が 6 割を占め、電気機器製造業、その他製造業の順であった（図 1）。事業所の規模内訳では 100～499 人が約 6 割であった（図 2）。外国人労働者を受け入れている事業所は 56 社（86.2%）で（図 3）、事業所内の外国人労働者数は 10～49 人が 17 社（30.9%）、100～149 人が 12 社（21.8%）の順で（図 4）、事業所における外国人の割合は、20～30%未満が 13 社（23.6%）、10～20%未満が 12 社（21.8%）であり、40%未満が全体の約 8 割であった（図 5）。雇用外国人労働者の国籍はブラジル、次いでペルーと南米系が多かった。雇用形態については、構内請負 35 社（平均値 101.3 人）、事業所社員 30 社（平均値 21.1 人）、派遣社員 19 社（平均値 60.6 人）で請負の形態が多く、事業所社員のなかで研修生を含むとコメントしてきたものが 6 社あった（表 1）（図 6）。

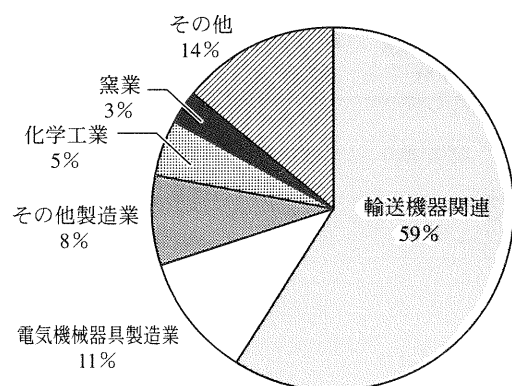


図 1. 対象業種の内訳

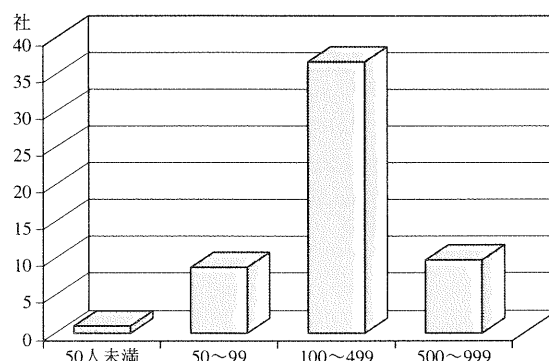


図 2. 事業所数の労働者数

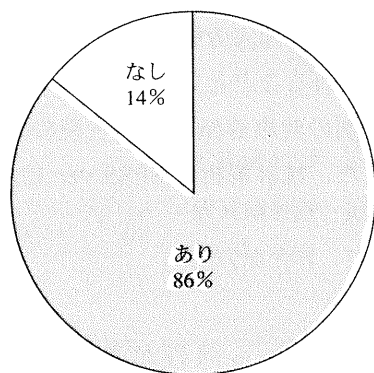


図 3. 外国人労働者の受け入れの有無

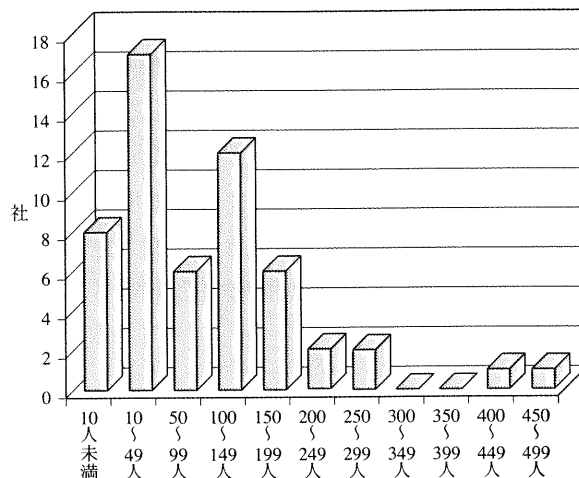


図 4. 事業場内外国人労働者数

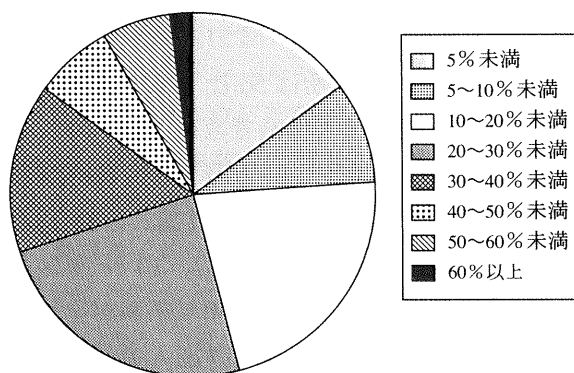


図 5. 事業所での外国人労働者の割合

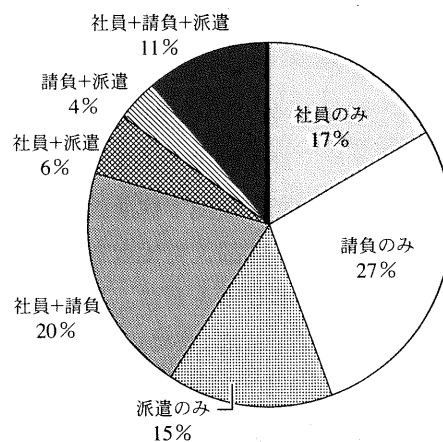


図 6. 就労形態別の割合

表 1. 外国人の雇用形態

雇用形態	事業所数	合計人数	最小値	最大値	平均値
社員	30 社	633 人	1	298	21.1
請負	35 社	3544 人	3	498	101.3
派遣	19 社	1151 人	1	400	60.6

外国人労働者受け入れへの障害

外国人を受け入れるあたり障害に感じることに
ついては、言葉の壁（86.2%）、文化・風習の違い（61.5%）、より多くの賃金を得るための残業

の要求（24.6%）と続き、現在外国人受け入れの
ない事業所からは業種上技術習得に時間を要する
ため定着率の低い外国人労働者の受け入れ困難と
の意見もあった（図7）。

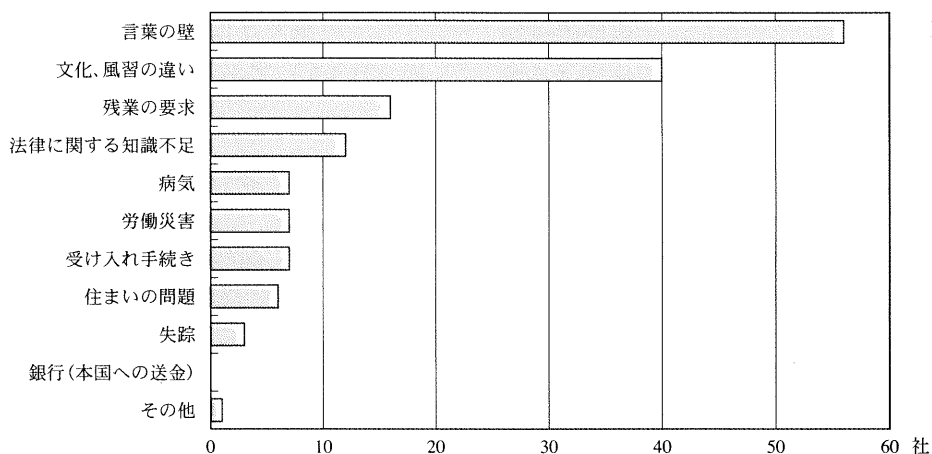


図7. 外国人労働者の受け入れへの障害

就労上の配慮、労働衛生管理

外国人労働者に対し配慮していることは、安全
衛生教育の実施（62.5%）、母国語の作業マニ
ュアルの作成（50.0%）、母国語の安全表示等
（41.1%）、通訳の配置（37.5%）であった（図8）。

今後必要であれば外国人労働者を積極的に受け
入れたいかについては、はい（40%）、わからない
（36.9%）、いいえ（23.1%）の順であった（図9）。

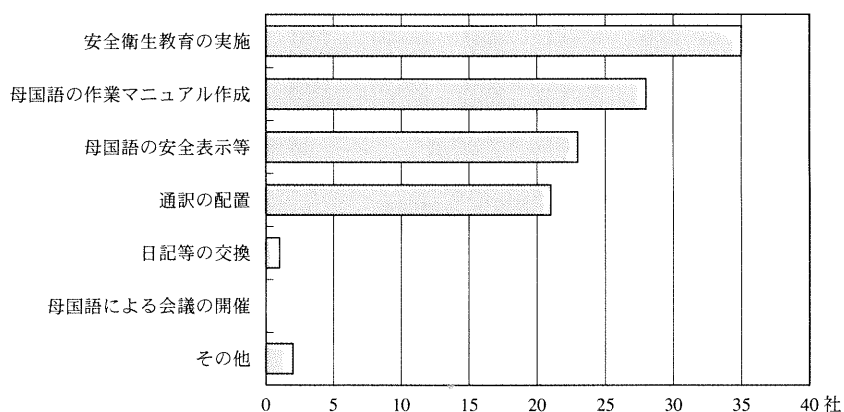


図8. 労働安全衛生管理実施状況

健康管理

健康管理については、46社（82.1％）がおおよそ50％以上は健康診断を受けていると回答していた（図10）。健診種目別では、特殊健康診断は60％以上が実施または実施を勧奨しており、一般健康診断では事業所社員（51.6％）、派遣（45％）、請負（41.7％）であった。一般健康診断実施率、特殊健康診断実施率に雇用形態による差

はなかった。事後措置については、事業所社員（74.2％）、派遣（50.0％）、請負（44.4％）であった（図11）。事業所社員に対する事後措置実施率は、派遣、請負労働者に対するものより有意に高かった（ $p=0.040$ ）（表2）。深夜業に従事する外国人労働者について回答した45社（69.2％）のうち、実施または実施を勧奨しているのは、32社（71.1％）であった（図12）。

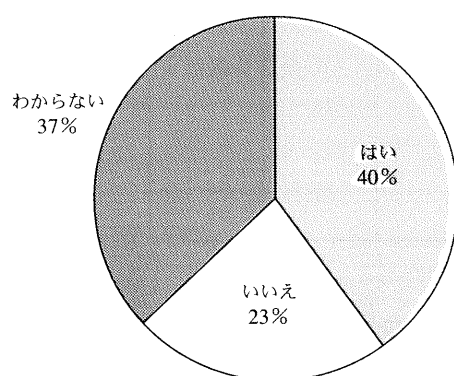


図9. 今後も必要であれば積極的に外国人労働者を受け入れたいか

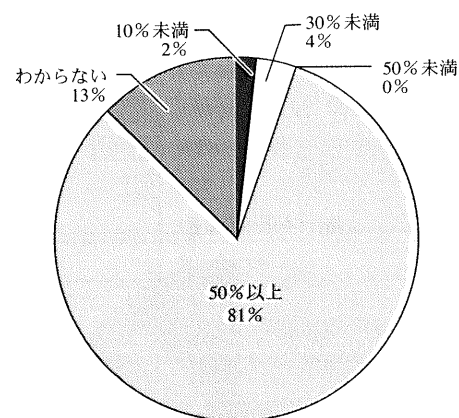


図10. 健康診断実施状況

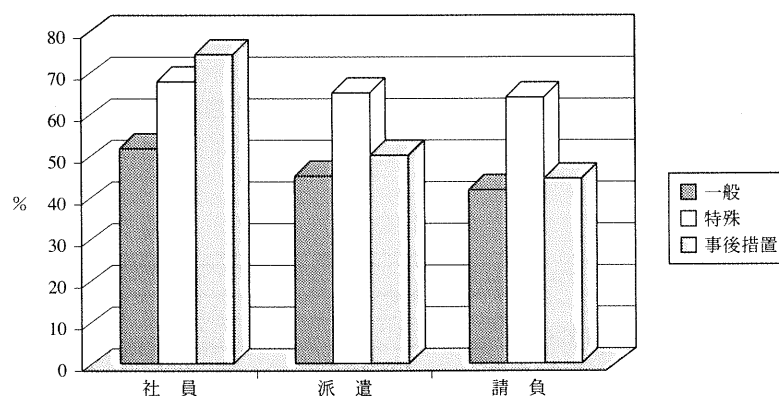


図11. 雇用形態別健康診断・事後措置実施率

表2. 雇用形態別にみた健康診断・事後措置実施率

	正 規	請 負	派 遣	p 値*
一般健康診断	51.6%	41.7%	45.0%	0.714
特殊健康診断	67.7%	63.9%	65.0%	0.945
事後措置	74.2%	44.4%	50.0%	0.040

* 雇用形態による差の検定は χ^2 検定を実施

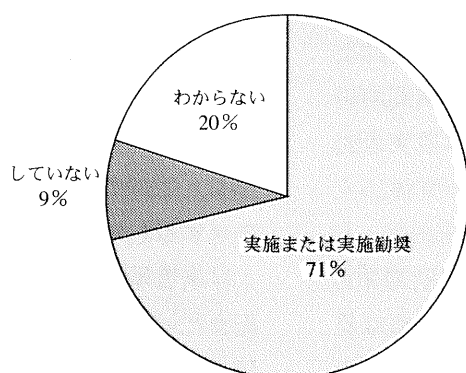


図 12. 深夜業従事者の健康診断実施状況

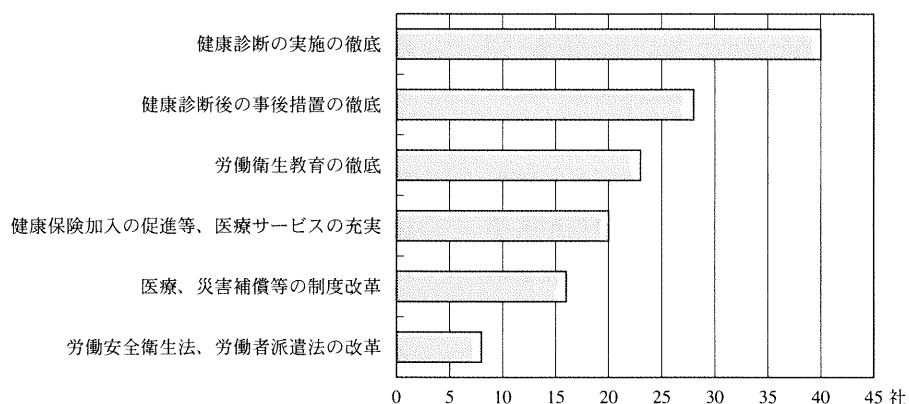


図 13. 外国人労働者の健康確保のために重要なこと

健康確保のために重要なこと

外国人労働者の健康を確保する上で重要と思われることについては、健康診断の実施を徹底する（61.5%）、健康診断後の事後措置を徹底する（43.1%）、労働衛生教育を徹底する（35.4%）、健康保険への加入を促進するなど医療サービスの充実（30.8%）が挙げられた（図13）。

行政、健診機関への要望

行政や健康診断機関に対する要望として、母国語のパンフレット配布や様々な国の言語に対応して欲しいなど言語面での対応改善をあげた事業所が6社あった。

E. 考 察

本研究は、これまでほとんど報告の無かった、中小企業の外国人労働者に対する労働衛生管理の現状と課題を明らかにした。本研究の結果、安全衛生教育の実施や母国語の作業マニュアルの作成は半数以上の事業所で実施されていた。一般健康診断の実施（実施または勧奨）率は約5割で、事後措置の実施（実施または勧奨）率は直接雇用労働者と比べて間接雇用労働者で有意に低かった。事業所は外国人労働者の健康確保のために、健康診断や事後措置の徹底を重要視していた。

外国人労働者の健康管理に関する研究はこれまでにいくつか報告されているが、労働者自身を対象としているものがほとんどであり^{8,9)}、事業所